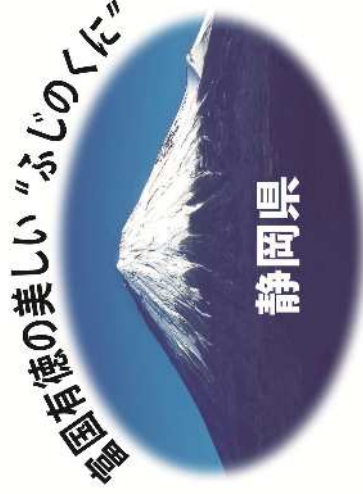


住民基本台帳ネットワークに関する事務における 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）に ついて



Shizuoka Prefecture

令和5年12月11日(月)
静岡県経営管理部

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイル(マイナンバーを含む個人情報)を保有する行政機関が、評価書に示された特定個人情報の漏えいなどのリスクに対して、どのような対策を行うかを宣言するもの。

評価の実施主体

①国の行政機関の長、②地方公共団体の長その他の機関、③独立行政法人等、④地方独立行政法人、⑤地方公共団体情報システム機構、⑥情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者(健康保険組合等)
上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

○特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
○ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の再実施

特定個人情報保護評価の再実施の必要性

令和元年の法改正に伴い、住基ネットに係る特定個人情報保護評価書に附票本人確認情報に関する内容を追加するため、追加内容を含めた評価の再実施が必要となる。

評価の再実施に求められる手続

評価書の記載事項に変更があった場合には、パブリックコメント及び第三者点検を踏まえて評価を再実施し、個人情報保護委員会に提出、公表しなければならない。

公表までのスケジュール

時期	内容
令和5年9月22日	個人情報保護審査会による第三者点検(第1回目)
令和5年10月18日～ 令和5年11月17日	パブリックコメントの実施
令和5年11月29日	個人情報保護審査会による第三者点検(第2回目)
令和5年12月末(予定)	特定個人情報保護評価書の公表

住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）
パブリックコメントにおける御意見及びそれに対する県の考え方等

- 1 意見募集期間 令和5年10月18日（水）から令和5年11月17日（金）まで
- 2 意見件数等 1人の方から2件の御意見をいただいた。
- 3 御意見の内容及びそれに対する県の考え方

御意見は原文のまま掲載しています。

番号	御意見の内容	県の考え方
1	全国で同じ改正が予定されている。いちはやく、改正するべき。	12月末までに本特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を公表する必要があるため、対応が遅れることがないように進めていきます。
2	マイナンバーカード普及している住基カードを新規発行を停止していると、聞いている。住基ネットワークが今後も残るのか、一本化するかさえ、県民は理解できていない。マイナンバーカードの紐付け作業で、事務的なミスが報道されている中、住基ネットワークの役割が理解できていない、周知徹底が必要。	<p>マイナンバーカードが発行開始されたことに伴い、住民基本台帳カードの新規発行は平成27年12月で終了しています。住基カードの役割はマイナンバーカードに引き継がれ、身分証明書としての役割のほか、健康保険証としての利用や住民票のコンビニ交付など、様々なサービスを受けるために活用されます。</p> <p>マイナンバー（個人番号）については、住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）の住民票コードを基に生成されるなど、マイナンバー制度を支える基盤となるものであると考えます。</p> <p>また、住基ネットとマイナンバー制度の違いは、利用用途の範囲にあります。</p> <p>住基ネットは住民票の4情報（氏名、住所、生年月日、性別）を行政事務に利用するシステムであり、対象者の現住所地や生存状況の確認等に限られています。</p> <p>一方、マイナンバー制度では、4情報を利用した上で更に、</p>

	<p>所得や課税、保険の納付状況、社会保障給付状況等の個人情報をマッチングすることで、手続の省力化等を図るものがあります。</p> <p>ただ、4情報の管理は、あくまでも住基ネットであるため、今後も住基ネットは利用する見込みです。</p> <p>マイナンバー制度及び住民基本台帳制度は、ともに電子政府・電子自治体の基礎として今後も存続していくものと考えておりますので、今後もHP等で県民への周知に努めてまいります。</p>
--	---